

登録（文字）商標スカイベリー（登録番号第 5519463 号）及び  
登録（図形）商標スカイベリー（登録番号第 5757603 号）管理要領（生鮮果実に関するもの）  
（制定平成 27 年 5 月 25 日）

（目的）

第 1 条 この要領は、いちご品種である栃木 i27 号（登録番号第 23749 号。以下「本いちご」という。）の消費拡大や普及促進を図り、本いちごが広く消費者に親しまれ、定着するために定めた登録（文字）商標であるスカイベリー（登録番号第 5519463 号。以下「本商標」という。）及び登録（図形）商標スカイベリー（登録番号第 5757603 号。以下「本マーク」という。))の生鮮果実における適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用対象）

第 2 条 本商標及び本マークの使用対象は、本いちごの生鮮果実（以下「本果実」という。）とする。

（商標権）

第 3 条 本商標及び本マークに関する一切の権利は、栃木県に属する。

（使用条件）

第 4 条 本商標及び本マークは、別途県が定める使用基準に適合する本果実にのみ使用できるものとする。

- 2 本商標は単独での使用を認めるが、本マークは単独での使用を認めず本商標と同時に使用することとする。
- 3 上記条件を満たす本果実については、本商標及び本マークの使用に係る許諾申請は不要である。

（使用上の注意）

第 5 条 本商標及び本マークは、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標登録として承諾された本果実のみに使用すること。

- 2 本商標及び本マークの使用は、非独占的になされるものとする。
- 3 本商標及び本マークは、別紙 1 に定める「本商標及び本マークとして使用可能な表示について」に従い使用すること。
- 4 その他、本商標及び本マークの使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること。
  - 一 本商標及び本マークの一部のみを使用し、変形しないこと。
  - 二 本商標と本マークを重ねて使用する場合、又は本商標及び本マークを他の図形もしくは文字と重ねて使用する場合は、栃木県と協議すること。
  - 三 本商標及び本マークの使用によって、本果実について誤認又は混同を生じさせないこと。
  - 四 本商標及び本マークを、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。
  - 五 本商標及び本マーク自体を商品化しないこと。
  - 六 本商標及び本マークの表示は、本果実の品質等を栃木県が保証するものではないため、当該使用に係る本果実に「栃木県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

(表示の義務等)

第6条 本商標及び本マークを使用し本果実を販売する者（以下、「使用者」という。）は、本商標及び本マークが登録商標であること及び登録番号を表示又は明示若しくは国内だけで本果実を販売する場合に限り、スカイベリー® と表示できることとし、本マークにも®を表示するよう努めること。

- 2 本商標及び本マークは、本果実を収容する容器又は包装紙に表示することができる。その場合、シールに印刷し、貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- 3 本商標及び本マークは、使用者が本果実の販売を行う場合に限り、ホームページ上で行う広告宣伝に表示することができる。

(使用料)

第7条 本商標及び本マークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 本商標及び本マークの使用に関する事故又は苦情については、使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

- 2 栃木県は、本商標及び本マークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標及び本マークを使用した果実等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、栃木県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 4 使用者は、本商標及び本マークの使用に際して故意又は過失により栃木県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を栃木県に賠償しなければならない。
- 5 栃木県は、この要領により本商標及び本マークを使用した者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第9条 知事は、本商標及び本マークについて、広く使用促進を図る観点から、本商標及び本マークの使用状況等について、情報を公開することができる。

(使用の中止)

第10条 知事は、使用者が、第4条及び第5条に違反した場合、並びにその他本商標及び本マークの使用継続が不適當であると認められる場合は、使用者に対し、本商標及び本マークの使用中止及び使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項の規定により、使用中止を請求された場合、当該請求の日から本商標及び本マークを使用することはできないものとする。
- 3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。

(別紙1) (第5条関係)

本商標及び本マークとして使用可能な表示について

I 登録(文字)商標「スカイベリー(登録番号第5519463号)」

1 表示

標準表示          スカイベリー

※ その他同一称呼名称として、以下の2つの表示に限り使用を認める。

ひらがな表示          すかいべりー

ローマ字表示          Skyberry          (大文字小文字は問わない)

2 表示における制限

1) 文字については、

- i 商標法第5条第3項に規定する標準文字として認められるものであること。
- ii 活字体および筆記体の変更以外の形状変化は認めない。

2) 文字の色彩については、商標法第70条第1項に規定する登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば同一と認められるものであること。

3) その他商標法第50条第1項における規定における使用に準じたものであること。

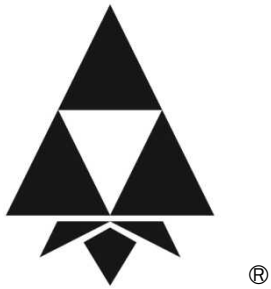
3 他の語句と組み合わせた表示

他の語句と連続して使用することは、違う名称と誤認されるおそれがあるため、使用する場合は、①本商標と他の語句の間にスペースを空けるか、②本商標の語尾にアールマークを付けるか、③行を変えること。

使用可能な表示例	使用不可の表示例
<ul style="list-style-type: none"><li>・スカイベリー □□□</li><li>・スカイベリー® □□□</li><li>・□□□ スカイベリー</li><li>・□□□ スカイベリー®</li><li>・スカイベリー □□□</li><li>・スカイベリー® □□□</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スカイベリー□□□</li><li>・□□□スカイベリー</li><li>・□□□スカイベリー®</li></ul>

II 登録（図形）商標「スカイベリー（登録番号第 5757603 号）」

1 表示



2 表示における制限

- 1) 図形を変形させないこと（図形の上下も上記表示のとおりとする）。
- 2) 色彩については一色とすること。